

平成●●年第 ▲▲ 号

離婚給付契約公正証書

※離婚協議書の正式名称は離婚給付契約になります。

本職は、当事者の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

※本職とは公証人になります。公証人が代理して作成したという意味合いです。

当事者離婚太郎（以下「甲」という。）及び当事者離婚花子（以下「乙」という。）は、平成〇〇年〇月〇日、以下に記載する通りの内容の離婚給付契約を締結した。

※文書の煩雑さを無くすために氏名を甲乙などと記入します。

第1条 甲と乙は、夫婦であったが、平成〇〇年△月△日協議離婚したことを相互に確認する。

※離婚をする日程を決めておかなければいけません。

第2条 甲は乙に対し、本件協議離婚に伴う財産分与として金100,000,000円の支払い義務があることを認める。

※実際にはこの後、この金額になる根拠なども書かなければなりません。もちろん物品その物を分与するのも構いません。

第3条 甲及び乙は、本件協議離婚に関し、本公正証書において定めるほか、財産分与・慰謝料その他の名目の如何を問わずなんら債権を有せず、債務を負担しないことを相互に確認する。

※この項目がないと支払う方は特にですが、将来的に問題が生じます。

第4条 甲は、本公正証書記載の金銭債務の支払いを怠ったときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。

※これが強制執行認諾文言です。

以上

※実際にはこの後、本旨外要件を記入することとなります。